

| 教育委員会 規則番号 | 教育委員会規則名 | 公布年月日 |
|-----------------|--|-----------|
| 教育委員会 規則第20号 | さいたま市立学校給食センター条例施行規則の 一部を改正する規則 | 令和5年7月31日 |
| 教育委員会 規則第21号 | さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関 する条例施行規則の一部を改正する規則 | 令和5年8月29日 |

さいたま市教育委員会規則第20号

さいたま市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市立学校給食センター条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (所管) 第2条 <u>さいたま市立学校給食センター</u> （以下「 <u>学校給食センター</u> 」という。）の所管は、 <u>市立学校</u> で、 <u>学校給食センター</u> による <u>学校給食</u> の提供を必要としている学校とする。 (運営委員会の委員) 第4条 <u>さいたま市立学校給食センター運営委員会</u> （以下「 <u>運営委員会</u> 」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。 (1) <u>市立学校</u> の <u>学校長</u> (2) <u>市立学校</u> の <u>児童又は生徒の保護者</u> (3) <u>市立学校</u> の <u>養護教諭</u> (4)～(6) [略] | (所管) 第2条 <u>さいたま市立学校給食センター</u> （以下「 <u>学校給食センター</u> 」という。）の所管は、 <u>市立小学校及び中学校</u> で、 <u>学校給食センター</u> による <u>学校給食</u> の提供を必要としている学校とする。 (運営委員会の委員) 第4条 <u>さいたま市立学校給食センター運営委員会</u> （以下「 <u>運営委員会</u> 」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。 (1) <u>市立小学校及び中学校</u> の <u>学校長</u> (2) <u>市立小学校及び中学校</u> の <u>児童又は生徒の保護者</u> (3) <u>市立小学校及び中学校</u> の <u>養護教諭</u> (4)～(6) [略] |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則によるさいたま市立学校給食センター条例施行規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

さいたま市教育委員会規則第 2 1 号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成 2 9 年さいたま市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(病気休暇)</p> <p>第 2 3 条 条例第 1 6 条第 2 項の教育委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 条例第 1 6 条第 2 項本文の規定の適用については、連続する 8 日以上（当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日、休日、代休及び代休日以外の日の日数が 3 日以下である場合を除く。）の特定病気休暇（次項各号に掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下この条において同じ。）を使用した教職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた教職員を含む。）が、連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から <u>3 月を経過する日</u>までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。</p> | <p>(病気休暇)</p> <p>第 2 3 条 条例第 1 6 条第 2 項の教育委員会規則で定める日は、次に掲げる日 <u>（以下この条において「除外日」という。）</u>とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 条例第 1 6 条第 2 項本文の規定の適用については、連続する 8 日以上（当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日、休日、代休及び代休日以外の日の日数が 3 日以下である場合を除く。）の特定病気休暇（次項各号に掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下この条において同じ。）を使用した教職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた教職員を含む。）が、<u>除外日を除き、連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1 回の勤務に割り振られた勤務時間（1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他次に掲げる時間（以下この条において「部分休業等」という。）がある場合にあつては、1 回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数が 2 0 日に達する日</u>までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。</p> <p>(1) <u>第 2 4 条第 1 項第 4 号から第 8 号までに掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間</u></p> <p>(2) <u>条例第 1 8 条第 1 項に規定する介護休暇及び条例第 1 9 条に規定する介護時間により勤務しない時間</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>3 [略]</p> <p>4 条例第16条第2項本文及び第2項の規定の適用については、特定病気休暇に係る療養に必要な期間中の週休日、時間外勤務代休時間全指定日、休日、代休及び代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日（当該勤務時間の一部に<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他次に掲げる時間（以下この項において「部分休業等」という。）</u>がある日であって、当該勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間の全てを勤務した日を除く。）を含む。）は、特定病気休暇を使用した日とみなす。</p> <p>(1) <u>第24条第1項第4号から第8号までに掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間</u></p> <p>(2) <u>条例第18条第1項に規定する介護休暇及び条例第19条に規定する介護時間により勤務しない時間</u></p> <p>(3) <u>さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第11号に該当するものとして、さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成13年さいたま市条例第28号）第2条第3号の規定により職務に専念する義務を免除された時間</u></p> <p>5 [略]</p> | <p>(3) <u>さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第11号に該当するものとして、さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成13年さいたま市条例第28号）第2条第3号の規定により職務に専念する義務を免除された時間</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 条例第16条第2項本文及び第2項の規定の適用については、特定病気休暇に係る療養に必要な期間中の週休日、時間外勤務代休時間全指定日、休日、代休及び代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日（当該勤務時間の一部に<u>部分休業等</u>がある日であって、当該勤務時間のうち、当該部分休業等以外の勤務時間の全てを勤務した日を除く。）を含む。）は、特定病気休暇を使用した日とみなす。</p> <p>5 [略]</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号。以下この項において「条例」という。）第16条第2項本文の規定の適用については、この規則の施行の日前の日を含み、連続する8日以上の期間（当該期間における週休日（条例第4条第1項に規定する週休日をいう。）、時間外勤務代休時間全指定日（条例第12条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。

)が指定された勤務日等(同項に規定する勤務日等をいう。))をいう。))、休日(条例第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。))、代休(条例第13条第1項に規定する代休をいう。))及び代休日(同条第2項に規定する代休日をいう。))以外の日の日数が3日以下である場合を除く。))の特定病気休暇(この規則による改正前のさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。))第23条第3項各号に掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下同じ。)) (同条第2項及びこの項の規定によりその期間が連続するものとみなされたものを含む。以下「連続特定病気休暇」という。))を使用した教職員が、除外日(旧規則第23条第1項に規定する除外日をいう。以下同じ。))を除き、当該連続特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間(同条第2項に規定する1回の勤務に割り振られた勤務時間をいう。以下同じ。))の全てを勤務した日の日数が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、この規則による改正後のさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(以下「新規則」という。))第23条第2項の規定にかかわらず、当該再度の特定病気休暇の期間と当該連続特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 連続特定病気休暇を使用した教職員が、この規則の施行の日以後に、当該連続特定病気休暇の期間の末日後初めて特定病気休暇を使用した場合で、当該特定病気休暇が、除外日を除き、当該末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務した日の日数が20日に達する日後に使用されたものであるときは、新規則第23条第2項の規定にかかわらず、当該特定病気休暇の期間と当該連続特定病気休暇の期間は連続しているものとみなさない。